

# 『年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書』

(表面)

 <b>親 展</b>  	<b>年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書</b>		
	このたび、下記の理由により		年金生活者支援給付金の支給金額を変更しましたのでお知らせします。
	基礎年金番号		受給者氏名
<b>◎変更年月、変更後の支給金額および変更理由</b>			
項目番号	変更年月	変更後の支給金額(月額)	変更理由
差出人  <b>日本年金機構</b> 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 Japan Pension Service 三丁目5番24号		法:「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)」の略 令:「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令(平成30年政令第364号)」の略 令和7年12月5日	
<b>開封前にあて名をご確認ください。</b> 他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。 ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。 ① (水にぬれている場合は、よく乾かしてから開いてください。) ②		<b>厚生労働大臣印</b> 	

# 『年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書』

(裏面)

## 年金生活者支援給付金に関するお問い合わせ

### 《相談チャットなどでのお問い合わせ》

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「年金生活者支援給付金相談チャット」を開設しています。(24時間対応)
- 年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種お手続きについて、日本年金機構ホームページでも案内しています。

相談チャット

<https://www.nen-kin.go.jp/service/seidozenpan/chat-bot.html>

ホームページ

<https://www.nen-kin.go.jp/tokusetsu/shienkyufukinsougou.html>

### 《電話でのお問い合わせ（給付金専用ダイヤル）》

0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。  
050から始まる電話からおかけになる場合（東京）03-5539-2216

受付時間

月曜日<sup>※1</sup> 8:30～19:00  
火～金曜日 8:30～17:15  
第2土曜日<sup>※2</sup> 9:30～16:00

- ※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。
- ※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。
- お問い合わせの際は、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。
- ＜おかけ間違いにご注意ください＞
- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。
- ※ 月曜日など休日明け、お手元に通知書などが届いた直後から5日間程度は電話が非常に混雑します。

### 「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはできません。  
また、手数料などの金銭を求めることがありません。  
不審な電話などがあった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

2512 1018 002

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

### このような場合はお手続きが必要となります

- 次の①から③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は受け取れません。
  - ① 日本国内に住所がないとき
  - ② 年金が全額支給停止のとき
  - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- 上記①または③に該当する場合は、お手続きが必要となりますので、「給付金専用ダイヤル」またはお近くの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」にご相談ください。

### 年金生活者支援給付金の支給対象期間

年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得等に基づき継続支給の判定が行われます。継続支給の判定結果は、毎年10月分（12月支払）から1年間反映されます。

### 年金生活者支援給付金の支払日

- 年金生活者支援給付金の支払日は年金と同じ原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。※原則、年金と同じ受取口座にお支払いします。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	10月	8月分、9月分
6月	4月分、5月分	12月	10月分、11月分
8月	6月分、7月分	2月	12月分、1月分

- 支払日（予定含む）や振込先金融機関等の内容は、振込通知書で別途お知らせします。

※ 右のマークは音声コードです。  
このお知らせに関する内容を  
音声でご案内します。